

公示番号：19a00143

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ
2 終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年7月上旬から2019年8月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.6M/M、現地 0.53M/M、合計 1.130M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
6日	16日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・
公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契
約(単独型)公示にかかる応募手続き)
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf
をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持
参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出
者の契約交渉順位を決定し、2019年7月2日(火)までに個別に通知し
ます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	灌漑分野に係る評価調査
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし。ただし、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。

(2) 必要予防接種：基本的に日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていないが、緊急時の周辺国への出国に備えてイエローカードの持参を強く奨励する。詳細は以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。「国別渡航情報一覧」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業セクターはGDPの約4分の1及び輸出額の約2割を占めており、同国における経済成長の核であり貧困削減の鍵である。

タンザニア政府では2006年に策定された「農業セクター開発プログラム(Agricultural Sector Development Program: 以下 ASDP)」の実施を通じて灌漑開発を促進しているものの、約210万haの灌漑ポテンシャルの高い面積に対してその開発は2014年時点で約46万haに留まっている。このため、タンザニア政府はASDPの下、500ha以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府(国)から地方政府(県)へ移管し、県灌漑開発基金(DIDF)を通じて灌漑開発の予算を県に配布し灌漑開発の促進に取り組んできた。しかし、県灌漑技術者の計画・施工・維持管理に係る能力不足により県による灌漑開発事業が困難であったことから、JICAは県による自立的な灌漑事業の計画・実施を支援するために、技術協力プロジェクト「県農業開発計画(District Agriculture Development Plans: 以下 DADPs) 灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」を2007年1月から3年間実施した。その中で、県灌漑技術者による灌漑事業の調査計画段階から設計、施工、維持管理に至る各段階を包括した作業及び手順を定めた包括的灌漑事業ガイドライン(以下 ガイドライン)を策定した。これを踏まえて、JICAはガイドラインを全国に普及し、全国の灌漑技術者の事業実施能力を強化することを目的とする技術協力プロジェクト(「県農業開発計画(DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画」(以下 プロジェクトフェーズ1))を2010年12月から2014年6月まで実施した。

更に、タンザニア政府は現行灌漑法に基づく灌漑開発政策ならびに灌漑人材育成計画の実施促進を支援することで、灌漑人材の能力強化を目的とする「県農業開発計画(DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ2」(以下、本プロジェクト)の実施にかかる支援を我が国に要請し、JICAは2015年8月から2019年8月までの期間で協力を行ってきた。本プロジェクトでは、国家灌漑委員会(NIRC)及びゾーン灌漑事務所の灌漑技術者とJICA専門家をメンバーとし、計画・施工及び維持管理に係るタスクグループを設置し、ゾーン灌漑事務所及び県灌漑事務所の灌漑技術者の灌漑計画・施工能力及び灌漑維持管理能力の向上を通じて、ガイドラインに沿った灌漑開発事業の改善・推進に向けた仕組の強化を図っている。また、その過程において標準設計、リハビリテーション、水配分等に関するマニュアルを作成し、灌漑データベースの構築等に係る活動も実施している。現行計画のうち、当初協力期間内に完了できない活動の完遂、プロジェクト成果の定着および持続性の確保のため、協力期間を1年間延長した。派遣期間では、維持管理分野では、ガイドラインの定着・利活用に向けた取組の他、人材育成分野では灌漑人材育成機関でのガイドラインの試験的導入を行う。

以上のように本プロジェクトは、灌漑技術者の能力を向上させ、ガイドラインやマニュアルを改良することにより、これらに基づく灌漑開発事業の改善・推進に向けた仕組の構築を目的として実施するものである。今回実施する終了時評価調査は、これまでのプロジェクト活動の実績、実施プロセス、成果を確認し、タンザニア側関係者ととも評価5項目の観点からプロジェクトの評価を行うとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言を導くことを目的とする。

今回実施する終了時評価調査は、当初の協力期間が到来する2019年8月25日を前に、プロジェクトの投入実績・活動内容・計画達成度を調査確認して、プロジェクトの実績を検証すること、評価5項目の観点からレビューを行うとともに、レビュー結果に基づき今後のプロジェクトの方向性・活動方針に対する提言を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員、プロジェクト関係者等と協議・調整しつつ、計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するため、必要なデータ・情報を収集・整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2019年7月上旬)

- ① 既存の文献、報告書等(詳細計画策定調査報告書、中間レビュー調査報告書、事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMIに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他タンザニア側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
- ④ 他ドナー等が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集・分析を行う。
- ⑤ 必要に応じて対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2019年7月中旬～8月上旬)

- ① JICAタンザニア事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ 評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
国内準備期間並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、タンザニア側合同評価団員を含むプロジェクト関係者とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑤ 協議議事録M/M(英文)の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果をJICAタンザニア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2019年8月上旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ② 終了時評価調査報告書(和文)担当分野のドラフトを作成するとともに、全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン

和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

英文4部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P 2機関)

(2) 業務完了報告書

合同評価報告書(英文)、担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)、評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を参考資料として添付して提出することとし、電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライ

ン」 <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。

航空経路は、日本⇄ドバイ/ドーハ⇄ダルエスサラームを基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

2019年7月22日～7月31日（現地調査①）および2019年8月13日～18日（現地調査②）を予定していますが、現地の状況等により変更する場合があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。なお、タンザニア側合同評価団員が決定する目途は6月末頃です。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICAの調査団員到着前の関係機関へのアレンジについては、本コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・ 詳細計画策定調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12086336.pdf>)

② JICA 事業評価における評価基準・手続きについては、ウェブサイトで公開されています。

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>)

③ また、以下の資料を農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム（TEL:03-5226-8428）にて配布する。

・ 専門家報告書

・ モニタリングシート

・ 終了時モニタリング結果合意ミニッツ

④ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セ

セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② タンザニア入国に際しては、手続き方法が頻繁に変更するため、JICA タンザニア事務所から提供される最新情報に従って下さい。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。
- ④ また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談して下さい。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上